

Ｊ３リーグへ参加するＪ１およびＪ２クラブが編成するＵ－２３チームに関する特則

第１条〔目的〕

Ｊリーグは、日本サッカーの将来を担う若手選手により多くの実戦経験を積む機会を提供し、もって若手選手の育成強化および日本サッカーの発展に資すること、ならびに、Ｊ３リーグの競技力および価値を向上させ、もってＪ３リーグの発展に寄与することを目的として、次条において定義する「Ｕ－２３チーム」のＪ３リーグへの参加に関する特例的措置を講じることとし、本特則において、「Ｕ－２３チーム」を編成しているＪ１またはＪ２クラブ（以下「Ｕ－２３チーム編成クラブ」という）のＪリーグ規約および関連する諸規定における権利義務等について定めることとする。

第２条〔定義〕

Ｕ－２３チームとは、Ｊリーグ理事会によりＪ３リーグに参加を承認されたＪ１またはＪ２クラブがその登録する選手を用いて編成するトップチームとは別の２つ目のチームをいう。

第３条〔Ｕ－２３チーム編成クラブの地位〕

Ｕ－２３チーム編成クラブは、Ｕ－２３チームに関して別途のＪリーグの会員たる資格を有するものではない。

第４条〔諸規程との関係〕

本特則において定められた事項が、Ｊリーグ規約および関連する諸規程の内容に抵触する場合、本特則の内容が優先する。

第５条〔申請〕

- (1) 　Ｊ３リーグへＵ－２３チームの新規参加を希望するＪ１クラブまたはＪ２クラブは、Ｊリーグが指定する次の書類の提出をもって参加登録申請を行うことができる。
 - ① 　Ｊ３リーグへのＵ－２３チーム参加登録申請書
 - ② 　宣言書
 - ③ 　強化・育成プラン
 - ④ 　組織運営体制
 - ⑤ 　収支予算書
 - ⑥ 　スタジアム、トレーニング施設
 - ⑦ 　過去の育成実績
- (2) 　次シーズンへのＵ－２３チーム新規参加については、その前年のシーズンの６月３０日までに前項に定める申請を行わなければならない。
- (3) 　既にＪ３リーグに参加しているＵ－２３チーム編成クラブは、原則としてＪ３リーグに継続参加するものとし、毎年６月３０日までに、第１項第２号ないし第７号の書類を提出

しなければならない。

第6条〔審査〕

- (1) Jリーグは、前条に基づき提出された書類および申請クラブからのヒアリングその他Jリーグが必要と認める方法により、次項の審査を行う。
- (2) Jリーグは申請クラブに対し、次の審査を行う。
 - ① 申請クラブの責任者からの聴取
 - ② クラブの経営状態、人事体制、組織運営、法務等およびU-23チームの戦力に関する調査
 - ③ J3リーグで使用するスタジアム基準審査
 - ④ 次条に定める各条件の充足状況に関する審査

第7条〔U-23チームの条件〕

J3リーグへU-23チームを参加申請するクラブは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) ホームタウンまたは活動区域内のJ3基準を満たすスタジアムで原則としてホームゲームの80%以上確保されていること。
- (2) U-23チームの運営にあたり、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとJリーグが評価できる状態であること。
- (3) U-23チームを運営できる人事、組織体制が整えられていること。

第8条〔決定〕

理事会は第7条の審査結果を踏まえ、U-23チームのJ3リーグ参加の可否を決定し、その結果を申請クラブに書面にて通知する。

第9条〔U-23チームのチーム数およびU-23チームの入れ替え〕

- (1) U-23チームのチーム数
U-23チームのJ3リーグにおけるチーム数は、J3クラブ総数の3分の1を上限の目安とする。
- (2) U-23チームの入れ替え
2017シーズン以降についてのU-23チームへの参入（継続参加を含む）希望クラブ数が前項の上限の目安となるチーム数を上回る場合、J3リーグにおける成績下位のU-23チームとの入れ替えを実施する。入れ替えの方法については、別途理事会で定める。

第10条〔処分〕

- (1) U-23チーム編成クラブが、その編成するU-23チームに関連して、次の各号いずれかに該当するときは、理事会はU-23チーム編成クラブに対し、当該U-23チームのJ3リーグへの参加資格の停止処分その他必要と認める処分を行うことができる。
 - ① Jリーグの名誉を傷つけ、またはJリーグの目的に反する行為があったとき
 - ② 第7条に定める条件を満たさなくなったとき

③ 第 14 条に定める義務に違反したとき

(2) 前項の規定に基づき処分をした場合は、Ｊリーグはその事実と理由を公表する。

(3) 第 1 項の規定により U-23 チームの J3 リーグへの参加資格の停止処分を行う場合は、その決議を行う理事会以前に、U-23 チーム編成クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第 11 条〔脱 退〕

(1) U-23 チーム編成クラブがその編成する U-23 チームを J3 リーグから脱退させようとする場合は理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン途中の脱退は認められず、また次シーズン終了をもって脱退しようとする場合は、その前年の 6 月 30 日までに申請しなければならない。

(2) 脱退した U-23 チームは理事会の承認がないかぎり、J3 リーグへの再参加は認められない。

(3) 第 1 項にかかわらず、トップチームが J3 リーグに降格することが決定した場合は、当該トップチームを保有する U-23 チーム編成クラブは、翌シーズンから J3 リーグを自動的に脱退することとする。

第 12 条〔U-23 チームの名称〕

U-23 チームの名称は、トップチーム名に「U-23」をつけることを原則とする。また、チーム名称については商標登録済みであるかまたは商標出願してなければならない。

第 13 条〔U-23 チームのチームロゴ、エンブレム〕

U-23 チームのチームロゴおよびエンブレムは、原則としてトップチームのデザインと同じとする。ただし、理事会の承認を得て、トップチームのチームロゴ及びエンブレムを踏襲しつつ、「U-23」表記を付加するなど、差別可能なデザインを使用することができる。また、当該チームロゴおよびエンブレムについては商標登録済みであるかまたは商標出願していなければならない。

第 14 条〔U-23 チーム編成クラブの義務〕

(1) U-23 チーム編成クラブにかかる Jリーグ関係者は、当該 U-23 チームに関して、Jリーグ規約第 3 条の適用を受ける。

(2) U-23 チーム編成クラブは、当該 U-23 チームに関して、Jリーグ規約第 19 条に定める入会金および会費の支払いを要しないが、J3 リーグ戦への参加料（対象年の 1 月 1 日～12 月 31 日）として、参加初年度は 1,500 万円（税抜）、2 年目からは 1,000 万円（税抜）を当年の 4 月末までに納入しなければならない。

(3) U-23 チーム編成クラブは、U-18 年代の大会と U-23 チームの試合日程が重複した場合、各選手にとってより良い出場機会を創出しなければならない。

(4) U-23 チーム編成クラブは、ACL 出場や J2 への降格（J1 クラブの場合）があった場合でも、継続的に U-23 チームを編成して J3 リーグに参加しなければならない。

第 15 条〔U-23 チーム編成クラブの責任〕

- (1) U-23 チーム編成クラブは、U-23 チームに関して Jリーグ規約第 51 条〔Jクラブの責任〕に定める責任を負う。
- (2) U-23 チーム編成クラブは、その編成する U-23 チームに関して、トップチームに関するのと同等の責任を有する。
- (3) U-23 チーム編成クラブは、J3 リーグ参加により、その後万が一、Jリーグクラブライセンスの各基準を満たさない状況となった場合、クラブライセンスが取り消されるかまたは制裁が科される可能性があることを理解しているものとする。

第 16 条〔実行委員〕

- (1) U-23 チーム編成クラブは、U-23 チームの実行委員を選任しなければならない。ただし、当該実行委員については、実行委員会規程第 3 条の規定は適用されない。また当該クラブの実行委員と同じ者が兼ねることもできる。
- (2) U-23 チームの実行委員は実行委員会規程第 2 条第 2 項の J3 実行委員会に出席し、実行委員会規程第 8 条の定足数に数えられ、議決権を保有する。ただし、実行委員会規程第 2 条第 2 項の合同実行委員会には出席できない。但し、実行委員会規程第 9 条によるオブザーバー出席を妨げない。
- (3) U-23 チームの実行委員は、当該 U-23 チームに関し、規約その他の諸規程に定める実行委員の義務を負うものとする。

第 17 条〔U-23 チームに関する Jリーグ規約等の適用〕

- (1) U-23 チーム編成クラブは、当該 U-23 チームに関して、Jリーグ規約および「2017 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」の各条項に定める遵守義務の適用を受けるものとする。ただし、下記条項に関しては適用を受けないものとする。
Jリーグ規約
 - ① 第 3 章 Jクラブ
 - ② 第 41 条〔参加義務等〕第 1 項
 - ③ 第 107 条〔トップチーム以外の監督、コーチおよびアカデミーダイレクター〕第 2 項
 - ④ 第 122 条〔収入の配分〕但し、公衆送信権料についてはホームゲームにてローカル放送局で放送されたホーム分のみ配分する
- (2) U-23 チームの実行委員、運営担当、広報担当、セキュリティ担当、チームスタッフ（Jリーグ規約第 47 条第 1 項第 3 号に定める意味を有する）その他のチーム関係者は、Jクラブにおけるそれらと同等のものとして取り扱い、Jリーグ規約に定める遵守義務（Jリーグ関係者の遵守義務について定める第 3 条を含む。）の適用を受けるものとする。
- (3) U-23 チームのチームスタッフは、トップチームのチームスタッフとの兼務を認める。
- (4) U-23 チームは Jリーグ規約第 42 条および第 42 条の補足基準第 2 条に則り、「最強のチームによる試合参加」とする。ただし、U-23 チームで出場するオーバーエイジ枠選手は試合出場実績に関わらず「直前 5 試合出場先発選手」とみなす。

第 18 条〔表彰の取り扱い〕

- (1) U-23 チームが残した成績は Jリーグ規約第 82 条に定める表彰の対象となり、賞金も

支払われる。

- (2) U-23 チームで試合に出場した選手は、当該チームで残した成績がJリーグ規約第 82 条に定める表彰の対象となり、選手への記念品も贈呈される。

第 19 条〔J2・J3 クラブの入れ替えに関する取り扱い〕

U-23 チームがJ3 リーグ戦において2位以内となった場合、Jリーグ規約第 17 条に定めるJ2・J3 クラブの入れ替えについては、以下の通り取り扱う。

- (1) J2における年間順位の低位2クラブがJ3に降格し、J3におけるすべてのU-23 チームを除いた年間順位の上位2クラブがJ2に昇格する。
- (2) 前項について、当該クラブの昇格要件に関わる事項は、Jリーグ規約第 17 条第 2 項、第 3 項および第 4 項に定める条項を適用する。

第 20 条〔登録等〕

(1) チーム登録

トップチームとU-23 チームは協会基本規程第 3 章第 2 節第 57 条に則り加盟登録された同一のチームとする。

(2) 選手登録

U-23 チームの選手登録は、Jリーグ規約第 100 条のJリーグ登録に際して、当該シーズンの 12 月 31 日において満年齢 23 歳以下の者に、その旨の付記登録をすることにより行う。外国籍選手も同様とする。

(3) 選手番号

オーバーエイジとして出場する選手を含め、U-23 チームにおける選手番号を、トップチームにおける選手番号と異なった番号で登録することも可能とし、トップチームにおける選手番号と異なる選手番号をU-23 チームにおいて登録する場合には、Jリーグ規約第 100 条のJリーグ登録において、U-23 チームにおける選手番号を付記登録することにより行う。

(4) 試合エントリーメンバー

U-23 チームの試合エントリーメンバーは、本条第 2 項のU-23 チームの選手登録がなされた選手によって構成されなければならない。ただし、試合エントリーメンバーの内、3 名は、U-23 チーム編成クラブに選手登録された選手のうち、U-23 チーム選手登録がなされていない選手（以下「オーバーエイジ」という。）の出場を認めることとする。また、ゴールキーパーに限り、追加で 1 名のオーバーエイジを認めることとする。

(5) 追加登録期限

追加登録期限日は 2017 年 9 月 15 日とする。

(6) 監督の登録

- ① U-23 チームの監督はトップチームの監督と兼任できない。ただし、トップチーム、アカデミーのコーチとの兼任はできる
- ② U-23 チームの監督の資格は協会の定める有効な S 級指導者資格またはそれに相当すると協会が認定した指導者としての実績のある者

(7) コーチ、チームスタッフ等の登録

- ① コーチはトップチームとの兼任を認める
 - ② チームスタッフ、運営担当、広報担当はトップチームとの兼任を認める
- (8) ユニフォーム

U-23チームのユニフォームはトップチームと別のデザインを認める。ただし、色使い等においてトップチームのデザインを踏襲し、関連性を維持すること。また、ユニフォーム要項に準ずること。

第21条〔出場時間の取り扱い〕

U-23チームの選手としての対象試合の出場時間は、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の「1-3 プロA契約・プロB契約」に定める出場時間に算入される。

第22条〔同日での試合出場〕

トップチームまたはU-23チームの公式試合にて試合エントリーのみで出場していない選手は、同日開催される別の試合（J1またはJ2またはJ3）に出場することができる。ただし、1分でも出場した場合は、同日の他の試合には出場することはできない。

第23条〔規律委員会による処分〕

各リーグは別大会として扱うため、警告累積、退場、出場停止は別のリーグには影響しない。

第24条〔改正〕

本特則の改正は、Jリーグ理事会の承認により、これを行うものとする。

第25条〔施行〕

本特則は、平成28年1月19日から施行する。

〔改正〕

平成29年1月25日